

富山県社会福祉審議会運営規程の一部改正について  
(児童福祉措置審査部会の所掌事務の追加)

令和6年10月17日  
こども未来課

## 1. 改正理由

令和4年6月の児童福祉法等の改正により、社会的養護に係るこどもの権利擁護の強化を図るため、意見表明等支援事業（※1）が創設された。また、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として規定され（令和6年4月1日施行）、こどもが意見表明したことについて、児童相談所や施設等に対して意見具申を行うための権利擁護機関（※2）を設置する必要がある。

このため、富山県社会福祉審議会運営規程を改正し、児童福祉措置審査部会の調査審議事項に「こどもの権利擁護に関する事項」を追加するもの。

- ※1 一時保護所、児童養護施設等に入所している児童の施設等での生活における悩みや不満、措置内容等に関する意見の形成や関係機関に対する意見表明を支援する意見表明等支援員の養成、派遣を行うもの。
- ※2 措置や一時保護の決定に関することや、施設等での生活への不満等に関して、こども等から申立てがあった際に、必要な調査等を行った上で、審議を行い、必要な場合には児童相談所等に意見を具申する。

## 2. 改正案

### 富山県社会福祉審議会運営規程 新旧対照表

現 行	改正案
第1条～第3条 (略)  (部会の設置) 第4条 (略) 2 児童福祉専門分科会に次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に掲げる事項について調査審議するものとする。 (1) 略 (2) 児童福祉措置審査部会 次に掲げる事項 ア 児童相談所が行う入所措置等に関する事項 イ 児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析に関する事項 ウ 被措置児童等虐待に関する事項 エ 里親等委託中又は施設入所中の児童等に関する監護に関する事項  (3) 略  第5条～第8条 (略)	第1条～第3条 (略)  (部会の設置) 第4条 (略) 2 児童福祉専門分科会に次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に掲げる事項について調査審議するものとする。 (1) 略 (2) 児童福祉措置審査部会 次に掲げる事項 ア 児童相談所が行う入所措置等に関する事項 イ 児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析に関する事項 ウ 被措置児童等虐待に関する事項 エ 里親等委託中又は施設入所中の児童等に関する監護に関する事項 オ こどもの権利擁護に関する事項 (3) 略  第5条～第8条 (略)  附 則 この規程は、令和6年 月 日から施行する。

## 富山県社会福祉審議会運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、富山県社会福祉審議会条例（平成12年富山県条例第4号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、富山県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (専門分科会の設置)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第43号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 法第11条第2項の規定に基づき、介護保険法第118条に規定する都道府県介護保険事業支援計画および老人福祉法第20条の9に規定する都道府県老人福祉計画について調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を、富山県民福祉条例（平成8年富山県条例第37号）第11条第1項に規定する基本計画について調査審議するため、福祉基本計画専門分科会を置く。

3 法第12条第2項の規定により児童福祉専門分科会を置く。

### (専門分科会の会議)

第3条 専門分科会は、専門分科会長が招集する。

2 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

4 審議会において別段の定めをした場合のほかは、高齢者福祉専門分科会、福祉基本計画専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。

### (部会の設置)

第4条 身体障害者専門分科会に審査部会を置き、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 身体障害者の障害程度の審査

(2) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（更生医療に限る）の指定又は指定の取消

2 児童福祉専門分科会に次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 里親審査部会 里親の認定及びその取消に関する事項

(2) 児童福祉措置審査部会 次に掲げる事項

ア 児童相談所が行う入所措置等に関する事項

イ 児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析に関する事項

ウ 被措置児童等虐待に関する事項

エ 里親等委託中又は施設入所中の児童等に関する監護に関する事項

オ こどもの権利擁護に関する事項

(3) 認定こども園・保育所審査部会 次に掲げる事項

ア 幼保連携型認定こども園の設置等の認可等に関する事項

イ 保育所の設置の認可に関する事項

(部会の会議)

- 第5条 部会の会議については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条第1項、第3項中「専門分科会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 2 前条第1項の事項について意見を求められたときは、同項に規定する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。
  - 3 前条第2項第1号の事項について意見を求められたときは、同号に規定する里親審査部会の決議をもって審議会の議決とする。
  - 4 前条第2項第2号の事項について意見を求められたときは、同号に規定する児童福祉措置審査部会の決議をもって審議会の議決とする。
  - 5 前条第2項第3号の事項について意見を求められたときは、同号に規定する認定こども園・保育所審査部会の決議をもって審議会の議決とする。

(委員長等が欠けた場合の互選)

- 第6条 委員長又は副委員長が欠けた場合には次の審議会において委員の、各専門分科会長又は副会長が欠けた場合には次の各専門分科会においてその専門分科会に属する委員及び臨時委員の、各部会長又は部会副会長が欠けた場合には次の各部会においてその部会に属する委員又は臨時委員の、それぞれの互選によってそれぞれを定める。

(庶務)

- 第7条 審議会の庶務は、富山県厚生部厚生企画課において処理する。

(細則)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成13年1月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月17日から施行する。